【概要書】

中国における株式会社法制の現代化

早稲田大学法学研究科博士課程 法学学術院助手 陳景善

中国の会社法は、現行の 2005 年新会社法の施行に至るまで、およそ百年の歴史を辿ってきている。すなわち、中国における史上初の株式会社は、1872 年の「汽船招商局」にまで遡ることができるが、初の会社法は、やや遅れて 1904 年に清政府によって制定された「公司律」である。その後、中国における現代企業制度は、異なる経済体制においてそれぞれ異なる特徴を見せており、その変遷過程それ自体にも特色が見られる。

本論文では、まず、1949年に新中国政府が政権を担い、社会主義の下に国有企業体制が構築されるまでについて簡単に概観した後、1978年以降において、市場経済の導入に伴って、株式会社制度への移行の試みが始められてから今日に至るまでの、同制度の変遷および現状について詳細に考察を行ったものである。

とりわけ、1978年以降の中国において、いかなる背景の下に、どのように株式会社制度が 導入されたのか、また、中国の株式会社が具体的にどのように運営され、中国経済において 機能してきたのかについて考察することで、株式会社が果たして国有企業に代わって中国の 経済制度の柱石たりうるのか、そしてそのために、中国の現状に照らして、株式会社を適切 に規制するための制度のあり方を明らかにすることが本論文の問題意識である。

本論文の構成は以下のとおりである。

第一章では、これを五節に分け中国における株式会社制度の導入過程について述べる。まず第一節では、株式会社制度導入の背景、すなわち新中国政府の成立により、社会主義政治体制の下で構築された全民所有制の企業体制(国有企業は全民所有制企業とも呼称される)について詳細に紹介し、かかる企業体制がもたらした様々な弊害により、国有企業改革の必要に迫られることとなった経緯について述べる。これを受けて第二節では、中国政府による国有企業改革の方針について述べる。周知のとおり、新中国政府の政権を主導するのは、中国共産党であり、中国政府の経済体制・政治体制等にかかる重要方針は全て党大会において決定される。国有企業改革という重大な経済改革についても、経済体制改革時期の到来を初めて表明したのは、1978年の中国共産党第11期第3回会議であった。その意味で、1978年は重要な年であり、中国において経済改革および企業改革について言われる際には1978年以降という表現が必ず用いられるのである。これにより、中国共産党政府は、中国が計画的商品経済制度を実施することを表明し、国有企業に関しては、これを分類したうえで改革を行っていくとの方針(三三体制)を固め、あわせて金融市場を育成していくこととなったのである。第三節では、株式制企業の試行段階について述べる。かかる段階において、中国政府

は、極めて慎重な態度を見せており、株式会社制度を本格的に導入するに際して、まず手始 めに外国資本を誘致し、外資系企業との合弁企業の設立をもって有限責任会社制度の導入を 試み、企業間の連携という方式(連携企業は、後のグループ企業の原型であるとも言える) をもって、企業に株式会社制度を導入する可能性を模索した。その後、1988 年には「全民所 有制工業企業法」を公布し、国有企業に対する本格的な改革を試みている。さらにまたこの 時期においては、私的経済活動を容認することにより多数の個人企業が出現し、会社設立が ブームとなったが、そうした状況について詳細に述べた。とりわけ、1980年代に北京天橋百 貨株式有限会社が株式制を試験的に導入した過程について、また杭州青春宝集団の事例を取 上げることで鄧小平の南巡講和精神の下で株式制企業の育成が行われていく過程を詳細に紹 介し、こうした試行段階において生じた問題点について指摘を行った。第四節では1993年会 社法の制定過程について述べる。同法について、中国では現代株式会社制度が確立された象 徴として評価されている。しかしながら、同法はその実効性に乏しく、いわば国有企業改革 のためのサービス法のようなものであるにすぎなかったのである。第五節では、国有企業が 株式会社へ改組するための複数の方式を詳細に取り上げ、中国における初期の株式会社がど ういった過程を経て形成されて来たのかについて具体的に検討を行った。すなわち、その改 組・形成過程を見ると、まさに国有企業の不良資産の解消、従業員のリストラ策として株式 制度が利用されたようにも思われるのである。しかしまた他方で、こうした改革を強力に推 し進めることにより、企業経営の合理化を達成するほかなかったという当時の切迫した状況 も見られる。こうした改組の取り組みの中でとりわけ注目しなければならないことは、改組 において分立式を採用し、企業集団を形成して傘下の子会社のみ上場させている株式会社に おいて、当該会社の支配株主により、上場子会社の資産流用、不正な関連取引などが行われ、 企業の健全性が大きく損なわれることに繋がったことである。

第二章では、国有企業の株式会社化の過渡期において見られた、現代的な株式会社形態と国有企業形態とが齟齬を来たした実態について分析を行っている。本章ではまず第一節において、国有企業に対する国家の支配権は維持したいものの、そのためのコストが過大なものとなり、結局かかる支配権を国家が放棄するに至った状況について概観し、その結果として、伝統的な国有企業に現代的な株式会社制度を無理に当てはめることで、株式会社の所有構造における歪みの発生、すなわち中国における株式会社が「圏銭」の道具となった要因についてこれを詳細に分析したうえで、さらに株式会社の機関の形成過程から、それら機関が健全に機能しない原因について分析を行った。分析に際しては、1993 年会社法では実効的な規制が現実に不可能となっている箇所について指摘し、同法の問題点を浮き彫りにし、かかる問題点の解消を目指した 2005 年新会社法における諸規定の整備状況に関してもフォローした。ここで取上げている諸問題は、今後の中国におけるコーポレートガバナンスシステムの整備にとって重要な課題であるといえよう。第二節においては、いわゆる「紅帽子企業問題」を取上げ、株式制度の導入過程において生じた財産権不明確問題の弊害を紹介する。これは、国有企業を利用しようとした民営企業の事業主が逆に自己所有の企業を国家に奪われたとい

うケースである。第三節では、国有企業の株式化の過程において、経営者がMBO方式によ り企業財産を流用し、結果として国有資産の流出をもたらした問題につきその経緯を取上げ た。所有と経営が分離された制度の下で、経営者が、本来は所有者のものであるはずの会社 財産を私するという危険性は、たとえ社会主義の国有企業であって、その経営者が元共産党 幹部であり品格者として評価されていた者であったとしても何ら変わりがないのである。第 四節では、国有独資会社について詳細に紹介した。中国では会社法においてとくに国有独資 会社という形態を設けている。1993年会社法および2005年新会社法においても、多少の改正 は行われたものの依然としてかかる会社形態は維持されている。本節では国有独資会社の概 念、他の会社形態との異同について詳しく述べている。たとえば、国有独資会社について1993 年会社法は、その第64条第1項において「国が授権した投資機構または部門が単独に投資し て設立した有限責任会社である」と規定した。しかしながら、こうした表現は、出資者が国 であるかどうかにつき誤解を招きかねないとの批判があり、2005年新会社法では、第65条第 2 項において、明確に国有独資会社の社員は国家である旨明らかにしている。また、2005 年 新会社法の草案の審議段階においては、会社法における国有独資会社の存廃に関する議論も なされていた。すなわち、会社法改正作業において、一部の全国人民代表、政治協議委員会 の委員、専門家から、国有企業に関する特殊規定を減少させるべきとの主張がなされ、「国有 独資会社」の節それ自体を完全に削除することも提案されていた。これに対し、多数の全国 人民代表、全国政治協議委員会および国有資産管理監督委員会ならびに工商総局は、「国有独 資会社」に関する規定をなお会社法に留めるよう主張したのである。そこで、これらの国有 独資会社制度存廃論に関する両者の主張につき、国務院法制局は、検討を経た後、国有独資 会社の規定を廃止しないことを決定した。同局は、まず国有独資会社に関する問題は経済体 制改革の全体に関わる重要な問題であることを指摘したうえで、会社法における国有独資会 社に関する規定は、国有企業改革を積極的に推進する役割を果たしているとこれに積極的な 評価を加えたのである。つまり、2005 年改正において国有独資会社に関する規定を存置した 最大の理由は、引き続き改革を深化させていくために、制度面での支持が必要であるという 一つの政策判断があったということである。第五節では、国有企業の民営化にともなって、 民営企業が続出している中国における会社企業の状況について説明を加え、いくつかの典型 例を取上げて、民営企業の実態に関して分析を行っている。民営企業において優良企業がご く少数にとどまっているのは、政府の場当たり的とも言える政策により民営企業の帰趨が決 定されてしまうケースがあり、また民営企業に対する資金面でのサポートが整備されていな い状況の下で、民営企業が法を無視して不正に資金を集めたり、経営者が経営に全力を注ぐ よりも株式市場において「圏銭」を行うケースが後を絶たないためであるともされる。中国 では企業所有について他国にはあまり見られない独自の制度を有していることから、企業を その所有形態により国有企業と民営企業に厳密に区分しているが、こうした区分にかかわら ず、今後企業経営の健全性をいかに図っていくかといった重要課題がここでは問われるよう に思われる。

第三章では、株式会社制度を導入し、企業の現代化を実現する過程において、新株発行、企業再編などの現代的制度が悪用された事例と、機関投資家、支配株主といった新たな階層が株式会社を不当に利用した事例を取上げ、それらの事例が提起した問題について検討を加えている。中国は他の国々が数百年という長いスパンで経験してきたことをわずか 16年という短期間に経験してきているのである。とりわけ、同章第二節においては、証券市場で起きた株式会社による不正事件を主に取上げ、粉飾決算を防止するために、会計監査制度が十分に整備されていたか、また証券監督管理委員会が監督者としてその役割を十全に発揮できたのかについて検討した。しかしながら、これらの不正事件を見ていくと、いずれも株式会社制度の歴史において必ずしも珍しいものではなく、諸外国の事例に対する分析を踏まえ、その経験を中国に合わせて生かせば十分に回避することができるはずのものであったと言える。ただし、これらの問題が生じた背景には、政府の中途半端な干渉を狡猾な経営者は悪用したという側面があることも否定できない。今後、政府と会社との関係をどう位置付けていくかも中国会社法の重要課題となるであろう。

第四章では、株式会社の主要な資金調達の場となっている株式市場におけるルールの形成過程および発展状況を、いくつかの段階に分けて分析し、問題点を指摘し、株式会社が今後株式市場を十分に使いこなせるようなシステムを整備するためには何が必要かについて検討を行っている。

第五章では、株式会社制度のいわば不備ともいえる状況に、中国政府がどのように対処 しているかについて述べている。ここでは、国有資産監督管理委員会という組織の設置の 趣旨、また同機関が果たす機能について述べ、会社経営の監督管理システムの一環として 期待された独立取締役制度の導入状況および実施状況について詳細に検討を行っている。 さらに、具体例として、鄭百文株式会社の独立取締役陸家豪氏が、会社経営について何の 事情も知らないまま責任を問われて提訴された事例を元に同制度の問題点を指摘した。同 制度は中国証券監督委員会により初めて導入され注目を集めた制度あったが、実際にはほ とんど機能していないとされている。しかしながら、2005年新会社法において、独立取締 役制度が明文で規定されるにいたった。 すなわち、 2005 年新会社法は、 その第 123 条で 「上 場会社は独立取締役を設置することができる。具体的な方法は国務院の規定に従う」と規 定している。本条は、上場会社の独立取締役制度について定めたものであるが、立法者の 見解によれば、当該制度は、株式会社の統治機関の整備に比較的大きな効果をもたらすも のであり、そのため改正法において明文化したものとされる。とはいうものの、独立取締 役制度は、導入から未だ日が浅いことから、新会社法では詳細な規定を置くことはせず、 具体的な実施規則の制定については国務院に授権されている。独立取締役の地位、権限、 資格、選任、義務および責任等の内容については、国務院の制定する具体的な実施規則を 通して定められることとなる。これは、国務院が、市場の発展による需要に適時に応じて 調整を行っていくにあたりその便宜に適う規定であるとして積極的な評価がなされている。 第三節では、国有株の流通にかかる問題について述べている。株式の大半が国有株であり

市場において全く流通していないことが、これまで中国の株式会社、証券市場において最も問題となっていたところである。しかしながら、2005年4月より国有株を市場に放出し流通させる試みが始められているところであり、本節ではその具体的な方法および状況を紹介している。これにより、健全な株式会社制度、公平・公正な市場の形成が可能であるかどうかについては、今後の推移を見守っていく必要があろう。

第六章では、現代株式会社制度の構築においてその根幹をなしている会社法の改正・実施状況について述べている。繰り返すようであるが、1993年会社法は、国有企業改革のためだけの法律であって、現実には十分に機能していない状況にあった。その後 1999年に会社法の改正が行われたが、これもわずかな改正に止まっていた。この改正も、国有企業にとって有利であるか否かが法改正の基準であったからである。しかしながら、2005年新会社法は、抜本的な改正であるといわれている。まさに、市場が急速に発展している現状に合わせて法制度の構築を目指したものであるが、同法により中国会社法は事前規制型から事後救済型へと大きく方針を転換する動きをみせている。今後、2005年新会社法が十分に機能し、株式会社に生じる様々な問題について適切に対応していけるかどうか、慎重に見守っていく必要があろう。

【参考文献】:

上柳・鴻・竹内編、『新版注釈会社法(3)』、有斐閣、1985年12月。

大隈健一郎、『新版株式会社法変遷論』、有斐閣、1987年9月。

志村治美編『日中韓における会社資金の調達と投資者保護』、晃洋書房、1996年7月。

奥村宏『株式制度はどこに行くべきか一法人資本主義の運命(中文版)』(中国計画出版社、1996年)

箕輪徳二、『戦後日本の株式会社財務論』、泉文堂、1997年3月。

志村治美・奥島孝康『中国会社法入門』、日本経済新聞社、1998年。

張舫、『公司買収法律制度研究』、法律出版社、1998年11月。

李黎明、『中日企業法律制度比較』、法律出版社、1998年11月。

彭進軍、『株式制企業合併と買収』、中国人民大学出版社、1999年1月。

官以徳、『上場会社買収法律透視』、人民法院出版社、1999年2月。

浜田道代編『日本会社立法の歴史的展開―北沢正啓先生古希祝賀論文集』、商事法務研究会、 1999 年 2 月。

郭峰、『中国証券監管と立法』、法律出版社、2000年1月。

程合紅他、『国有股権研究』、中国政法大学出版社、2000年2月。

温元凱、『資産再編案例』、経済日報出版社、2000年3月。

梁能、『公司治理(統治)構造:中国の実践と米国の経験』、中国人民大学出版社、2000年 4月。

任自力、『中国証券法の原理および案例評釈』、中国検察出版社、2000年10月。

朱昆他編集、『会社法概念(修士課程用教科書)』、新疆人民出版社、2000年 10月。

張亜芸、『公司買収法律制度』、中国経済出版社、2000年12月。

早稲田大学日中韓商事法シンポジウム組織委員会編集、『日本・中国・韓国における会社法・ 証券取引法の変革と新たなる展開』、成文堂、平成 12 年 12 月。

陳麗潔、『公司合併法律問題研究』、法律出版社、2001年1月。

清河雅孝、『中国商事法法規集』、中央経済社、平成13年1月。

呉弘、『中国証券市場発展の法律規制』、法律出版社、2001年4月。

殷召良『公司支配権法律問題研究』、法律出版社、2001年6月。

張凯之編集、『中国歴史』、高等教育出版社、2001年7月。

虞建新、『中国国有企業の株式会社化』、信山社、2001年9月。

肖海軍、『国有股権(持分権)法律制度研究』、中国人民公安大学出版社、2001年10月。

銭衛清、『国有企業改制法律方法』、法律出版社、2001年12月。

毛亜敏、『公司法比較研究』、中国法制出版社、2001年11月。

倪建林、『公司治理(統治)構造:法律と実践』、法律出版社、2001年12月。

郭克沙他、『2001 中国年度資本運営案例』、中国経済出版社、2002 年 1 月。

上村達男、『会社法改革』、岩波書店、2002年8月。

李森、『オプション理論と案例分析―戦略的投資』、復旦大学出版社、2002年9月。

耿志民、『中国機関投資家研究』、中国人民大学出版社、2002年11月。

孫永祥、『公司治理(統治)構造:理論と実証研究』、上海人民出版社、2002年11月。

李亜、『民営企業資本運営』、中国方正出版社、2003年1月。

謝百三、『謝百三と中国証券市場との大論争』、2003年2月。

劉偉萍、『中国民営企業の管理制度と発展モデル案例・評釈』、機械工業出版社、2003 年 2月。

梅慎実、『現代公司治理(統治)構造規範運営論(改定版)』、中国法制出版社、2003年 2月。

馬原編集、『公司法分解適用集成(上、下)』、人民法院出版社、2003年3月。

中天恒会計士事務所編集、『会計監査案例分析』、中国時代出版社、2003年5月。

呉春岐他、『会社法新論』、中国政法大学出版社、2003年8月。

謝百三編集、『証券市場の国際比較』(上、下)、清華大学出版社、2003年9月。

趙旭東、『企業と公司法縦論』、法律出版社、2003年9月。

馬敏、『社会激変中における近代商人(官商の仲)』、華中師範大学出版社、2003年9月。

馮果、『会社法要論』、武漢大学出版社、2003年11月。

趙旭東、『上市公司(上場会社)董事(取締役)責任と処罰』、2004年1月。

法苑文献編集委員会編、『中国商法学文献』、機械工業出版社、2004年1月。

戈宇、『公司股権(持分権)譲渡操作指南』、法律出版社、2004年4月。

郎咸平、『操縦一機関投資家と大株主の操縦策略案例』、東方出版社、2004年5月。

銭衛清編集、『国有企業改革法律報告』、中信出版社、2004年8月。

範健、『商事法律報告』、中信出版社、2004年9月。

王保樹、『中国公司法改正草案提案』、社会科学文献出版社、2004年11月。

中国企業連合会・中国企業家協会編集、『中国企業改革と発展の回顧と展望』、2005年1月。

王志華、『中国近代証券法』、北京大学出版社、2005年3月。

李民偉、『清末民初中国城市(都市)社会階層研究(1897-1927年)』、社会科学文献出版 社、2005年5月。

曽筱清、『金融全球化と金融監督管理立法研究』、2005年5月。

周剣龍、『中国における会社・証券取引法制の形成』、中央経済社、2005年7月。

施天涛、『会社法論』、法律出版社、2005年8月。

曲衛彬、『国有股権管理と運営』、清華大学出版社、北京交通大学出版社、2005年9月。

北京市弁護士協会編集、『弁護士実務』、法律出版社、2005年9月。

桂敏傑編集、『中国証券法会社法新旧条文対照簡明解読』、中国民主法制出版社、2005 年 10 月。

何学林、『中国企業戦略批判』、広東省出版集団、広東経済出版社、2005年11月。

趙旭東編集、『新公司法適用指南』(上、下)、人民法院出版社、2005年12月。

趙旭東編集、『新公司法案例解読』、人民法院出版社、2005年12月。

趙旭東編集、『新旧公司法比較分析』、人民法院出版社、2005年12月。

顧功耘編集、『中国商法評論』、北京大学出版社、2006年1月。

趙旭東編集、『新公司法制度設計』、法律出版社、2006年1月。

範健他、『会社法』、法律出版社、2006年2月。

高橋俊夫、『株式会社とは何か一社会的存在としての企業』、中央経済社、2006年3月。

王保樹、『転換期における会社法の現代化』、社会科学文献出版社、2006年4月。

射手矢好雄他、『改正中国会社法・証券法』、商事法務、2006年4月。

何小峰他、『資本市場運営案例』、中国発展出版社、2006年8月。

王保樹、『中国会社法原理(第三版)』、社会科学文献出版社、2006年9月。

稲葉威雄、『会社法の基本を問う』、中央経済社、2006年9月。

甘培忠、『公司支配権正当行使』、法律出版社、2006年9月。

劉俊海、『新公司法の制度創新:立法争点と解釈難点』、法律出版社、2006年11月。

湯欣、『支配株主法律規制の比較研究』、法律出版社、2006年11月。

成思危、『成思危論金融改革』、中国人民大学出版社、2006年11月。

森淳二朗、上村達男編、『会社法における主要論点の評価』、中央経済社、2006年 12月。

江頭憲治郎『株式会社法』、有斐閣、2006年2月。

神田秀樹『会社法』第九版、弘文堂、2007年3月。